

インボイス制度の導入への対応の取り組みを支援するため専門家を派遣します

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」いわゆるインボイス制度が導入されます。

このインボイス制度の導入によって、消費税の課税事業者である組合や組合員はもちろん、免税事業者であっても影響を受ける場合があるものと考えられ、インボイス制度について正しく理解し、自社の取引の状況に応じて適切な対応を進めることが重要です。

そこで、本会ではインボイス制度開始に向けて、制度の内容をご理解いただき、事業者の方々が円滑に準備が進められるよう、税理士等の専門家を派遣して支援いたします。

例えば…

インボイスといつても何から準備すれば良いの？

インボイスって決まった様式で作らないといけないの？

免税事業者はどうすれば良いの？



事業概要

【実施期間】令和4年12月20日まで

【実施回数】原則1回

【費用】原則本会が負担します。

内容によっては、対象とならないこともあります。
また、予算枠に限りがございますので、あらかじめご了承ください。

ご希望の方は申込書にご記入の上、FAXでお申込みください。

おって担当者からご連絡をいたします。

お問い合わせ・お申込み

岡山県中小企業団体中央会

組織支援二課

TEL.086-224-2245

FAX.086-232-4145

FAX：086－232－4145

岡山県中小企業団体中央会 組織支援二課 行

※FAXにてお申込みください。おって担当者からご連絡いたします。

事業環境変化対応型支援事業
専門家派遣申込書

| | |
|---------|---|
| 組合名等 | |
| 担当者名 | |
| 所在地 | 〒 |
| 電話番号 | |
| FAX番号 | |
| メールアドレス | |

| |
|--------------------------------|
| 相談内容をご記入ください。 (箇条書きでも可) |
|--------------------------------|